

2015年6月1日

## エコマーク No.147「損害保険 Version1.2」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

エコマーク商品類型 No.147「損害保険 Version1」分類 A.自動車保険の認定基準では、エコ安全ドライブの紹介や事故防止の取り組みなど、事故削減と保険契約者等に対する環境配慮行動を誘導する仕組みを評価している。日本損害保険協会が定めるエコ安全ドライブが、基準制定当時の5か条から、現在では3か条に変更されていることに伴い、整合を図るため改定を行う。併せて、運転中に事故防止をリアルタイムでアラートなどにより支援するスマートフォン用アプリを提供する事例なども出てきており、基準制定時はなかった事故防止に関わる取り組みが対象に含まれることを例として追加する。

### 2. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### 3. 用語の定義

エコ安全ドライブ	環境に配慮し、かつ交通事故を減らす効果のある運転方法で、日本損害保険協会が定める「エコ安全ドライブ <del>53</del> 5カ条」をさす。エコドライブ普及連絡会で定める「エコドライブ 10 のすすめ」から、特に安全と関係のある、 <u>発進：ふんわりアクセル「e スタート」、 早めのアクセルオフ、走行：車間距離にゆとりをもって、加速・ 減速の少ない運転、<del>余裕をもった車間距離、減速：減速時は早め にアクセルを離そう</del>タイヤの空気圧チェックの <del>35</del> つを推奨する。</u>
----------	--

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1. 社会的損失を削減するための取り組み

###### (1) 事故削減による環境負荷削減

b. 選択項目	ポイント数
<b>【b-1. 双方向型の情報提供】</b> 保険契約者に対し、事故防止および安全運転の向上を目的とした参加型の仕組み <sup>※</sup> が保険商品に組み込まれていること。  <sup>※</sup> 参加型の仕組みとは、参加者が特定され、相互に情報が交換出来る機会のある特約や、 <u>運転状況が直接フィードバックされるプログラム</u> 等を指す。例として、運転適性診断、エコ安全ドライブ講習会、コンサルティング、e-ラーニング、 <u>運転中に事故防止を支援するアプリの提供</u> などが挙げられる。	1ポイント

### 3. 改定日： 2015年6月1日